

香川県大規模氾濫等減災協議会 流域治水分科会規約（案）

（設置）

第1条 香川県大規模氾濫等減災協議会規約第6条の規定に基づき、「流域治水分科会」（以下「分科会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本分科会は、~~近年の激甚な水害や~~気候変動に伴い頻発化・激甚化する水災害に対し、~~よる今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、香川県の二級水系の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水~~災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（分科会の構成）

第3条 分科会は、別表1の職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 分科会は、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。

3 分科会は、全体会のほか、県内地域毎に開催することができる。

（分科会の実施事項）

第4条 分科会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 香川県の二級水系の流域内（土器川流域除く）で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 三 その他、流域治水に関して必要な事項。

（事務局）

第5条 分科会の招集、運営及び進行等を行うため事務局を置く。

2 事務局事務は、香川県土木部河川砂防課が行う。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、分科会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和3年1月28日から施行する。

本規約は、令和4年6月16日から施行する。

本規約は、令和6年〇月〇日から施行する。

別表 1
市町関係

市町名	水防担当	河川等担当	都市計画 担当	下水道担当	土地改良 担当	農村整備 担当	治山担当	港湾海岸 担当
高松市	危機管理課 河港課 水路対策調整室	河港課	都市計画課	下水道整備課	土地改良課	土地改良課 農林水産課	農林水産課	河港課
丸亀市	危機管理課	建設課	都市計画課	下水道課	農林水産課			建設課
坂出市	危機管理課	建設課	都市整備課		農林水産課			港湾課
善通寺市	自治防災課 防災管理課	土木課 土木都市計画課	都市計画課	下水道課	農林課			—
観音寺市	危機管理課	建設課	都市整備課	下水道課	農林水産課			建設課
さぬき市	危機管理課	都市整備課		下水道課	都市整備課、農林水産課			
東かがわ市	危機管理課	建設課		上下水道課	農林水産課			
三豊市	危機管理課	建設港湾課	都市整備課		土地改良課		農林水産課	建設港湾課
土庄町	総務課	建設課			農林水産課			
小豆島町	総務課	建設課				農林水産課	建設課	建設課
三木町	総務課	土木建設課		環境下水道課	農林課			—
宇多津町	危機管理課	地域整備課						
綾川町	総務課	建設課			経済課			—
琴平町	企画防災課	地域整備課	企画防災課	地域整備課	農政課			—
多度津町	総務課 危機管理室	建設課			産業課			
まんのう町	総務課	建設土地改良課						—

県関係

香川県土木部河川砂防課
香川県土木部港湾課
香川県土木部都市計画課
香川県土木部下水道課
香川県危機管理総局危機管理課
香川県環境森林部森林・林業政策課
香川県農政水産部土地改良課
香川県農政水産部農村整備課
香川県農政水産部水産課
香川県土木部及び農政水産部の出先機関

国関係

気象庁高松地方气象台

四国森林管理局 香川森林管理事務所

法人関係

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター
徳島水源林整備事務所